



和田謙三さん



吉田甫さん



望月虎一さん



米山務さん

## 昭和47年度の市長表彰者

富士市表彰条例にもとづく市長表彰を11月1日、吉原市民会館で行ないました表彰を受けたのは、教育文化功労の和田謙三さん、吉田甫さんと水火災防護功労の望月虎一さん、善行表彰の米山務さんの4人で、渡辺市長から表彰状と記念品が贈られました。

■和田謙三さん（川成島・96才）

明治33年以来、70有余年にわたり教育

の実践者として、また生活文化の伝承者として郷土の発展に、大きく尽されました。

■吉田甫さん（平垣・73才）

大正8年以来50年にわたり、教育の実践家として、学校教育はもとより、地域社会の教育的リーダーとし、自治体の教育行政の振興にも尽くされました。

■望月虎一さん（津田・70才）

昭和10年消防組頭を拝命してから35年有余、消防幹部として団員の指導と災害の防御の指揮にあたりるとともに、消防力の増強と任務の完遂に尽くされました。

■米山務さん（今泉2・66才）

昭和37年以来青少年の健全育成と善導をはかるため、花いっぱい運動を精力的に、しかも常にリーダーとして運動を進めてきました。

## サラリーマンのおくさんも年金に加入できます

奥さん、あなたは年金に加入していますか。あなたが勤めていて、職場の年金や共済組合に加入している場合は別ですが、家庭にいる奥さん自身は何にもありません。このため、奥さん自身も年金をもらえるように、国民年金には希望で加入できる制度があります。安い掛金でたくさんの年金が受けられますから、国民年金へ加入されるようおすすめします。なお、年金には次のような種類があります。

●老令年金 保険料を25年以上納めた人が65才になったときから（昭和5年4月1日以前に生れた人は25年なくてもよい）受けられます。年金額は25年かけて96.000円（月8.000円）、40年で153.600円（月12.800円）です。

●通産老令年金 国民年金を納めた期間が1年以上あつて、厚生年金の期間やサラリーマンの主人との結婚期間などあわせて25年以上あるとき（昭和5年4月1日以前に生れた人は25年なくてもよい）受けられます。

●障害年金 国民年金に加入してから、大ケガや重い病気になつたとき受けられます。年金額は1級障害で132.000円（月11.000円）、2級障害で105.600円（月8.800円）です。

●母子年金、準母子年金 母子家庭や準母子家庭（祖母と孫、姉と弟妹）になつたとき受けられます。年金額は100.800円（月8.400円）です。子どもが2人以上の場合2人目の子1人につき4.800円加算されます。

●遺児年金 国民年金保険料を1年以上納めている父や母が死亡して、孤児となつたとき18才まで受ける年金です。年金額、加算額は母子年金と同じです。

●寡婦年金 老令年金を受ける資格があつた夫（10年以上つれそつていた場合に限る）が老令年金を受けないで、死亡したとき、妻60才から64才まで受けられる年金です。年金額は夫が受ける年金額の2分の1です。

以上が年金の種類ですが、これらの年金額をより多く年金を受けたいという人のために、加算年金制度（所得比例年度）があります。保険料は定額保険料月550円のほかに、所得比例保険料350円を納めていただきます。したがって、所得比例保険料を25年納めた人は、定額の月8.000円のほかに月4.500円加算され、月12.500円の年金を一生うけられることになります。なお、加入の申込みは、年金課へ国民手帳と印かんを持って届出てください。

### （社会福祉センター）

### 小グループの利用はいつでもどうぞ

社会福祉センターが9月16日開館してから、毎日大ぜいの人たちに利用され、大変喜ばれています。2階には和室などもあり、小グループ（10人から20人）ならいつでも使えますから、ご利用ください。申込みは社会福祉センター事務局（電51-9200）へ。

